

令和7年度中小企業人材確保事業 採用支援事業 委託業務仕様書

1 件名

令和7年度中小企業人材確保事業 採用支援事業（以下、「本事業」という。）

2 事業の趣旨、目的

人手不足が顕著となっている産業における中小企業では、人材確保が深刻な課題となっている。一方で、様々な理由により、離職を余儀なくされた者や、現在のキャリアに不安を抱えて転職を希望する者に対する再就職に向けた支援が求められている。

また、新規学卒者の就活市場では、自分のやりたい職業がわからず、社会に出る準備が不十分なまま就職活動を始め、入社後に早期退職してしまう学生が増えており、様々な業界を知り視野を広げるための支援が必要とされている。

このため、離転職者と人手不足企業とをマッチングするとともに、就活に臨む学生の視野を広げ、人手不足業界へ目を向けてもらうことで、求職者と企業の双方を支援し、中小企業の人材確保を図る。

3 契約期間

本事業の契約期間は、契約締結日から令和8年3月24日までとする。

4 事業の執行体制

本事業の執行体制は、事業の特質を考慮して、専門的知識と経験を有するものによって構成するものとする。また、受託者は円滑な事業の進捗を図るため、十分な数の人員を配置するものとする。

5 事業内容

次に掲げる業務について企画運營業務を委託する。

(1) 採用戦略支援塾（採用支援セミナー・業界研究トークセッション・一日職場体験）

人手不足が顕著な業種の中小企業を対象として、採用支援セミナー、業界研究トークセッション、一日職場体験を実施することにより、採用活動を支援する。

- ・支援対象：介護、建設、警備、運輸、サービス産業（小売、宿泊、飲食業）の中小企業
- ・支援社数：100社

（上記の100社について、5（1）採用戦略支援塾から5（2）合同企業説明会にかけて一貫して支援すること）

<支援対象企業の選定について>

- 支援対象企業（以下、「参加企業」という。）は公募により決定することとする。
- 参加企業は、次の①から③までの全てに該当する中小企業とする。受託者は、全ての項目に該当することを確認するため、企業から誓約書を提出させること。
- ① 応募時点で、期間の定めがなく職業経験不問の求人を、ハローワークや民間求人サイト等に提出していること。
- ② 愛知県内に就業場所があること。
- ③ 次の項目に該当しない企業であること。
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する者若しくはそれらの利益となる活動を行う企業
 - ・特定の宗教活動や政治活動を主たる目的とした企業
 - ・社会保険及び労働保険の未加入、賃金不払い、著しい長時間勤務、内定取消、雇用関連法規違反等、その他劣悪な労働環境であることが何らかの根拠をもって疑われる企業
 - ・その他公序良俗に反する若しくは反するおそれのある企業

- 参加企業の応募は、6のWebサイトを介して受け付けることとし、Webサイトに応募用フォーマット等を作成すること。
- 応募多数の場合は、受託者で選定基準を設け、参加企業の選定（案）を作成すること。
- 参加企業の業種に極端な偏りが生じないように努めること。
- 県と協議の上、参加企業を最終決定するものとする。
- 応募の結果について、その旨をEメールにより応募した企業に通知すること。
- 参加企業に対して、参加料等の支払を求めないこと。ただし、一日職場体験における求職者受入にあたって発生する費用は、参加企業が負担することとする。

ア 採用支援セミナーの開催

業界、自社の魅力を洗い出し、参加企業が採用活動のポイントを習得するための「採用支援セミナー」を開催すること。

- (ア) 開催時期
7月頃
- (イ) 時間、開催回数
4時間程度のカリキュラムで、1回以上開催すること。
- (ウ) 対象・規模
参加企業の経営者や採用責任者 70社70人程度
(過年度の採用支援セミナーに参加したことがある企業は参加任意とする)
- (エ) 構成
 - ・講義と演習（グループワーク）とすること。
 - ・SNSを活用した採用手法など、最新のトレンドを取り入れた内容とすること。
- (オ) 開催場所
 - ・公共交通機関等によるアクセスが容易な会場とすること。
 - ・会場管理者と事前打合せを行い調整するとともに、セミナー当日は必要な机・椅子等の備品（レンタル備品を含む。）を配置し、会場の設営及び撤去を行うこと。
- (カ) 業務内容
 - ・セミナーの企画、講師の手配、資料作成、会場設営、受付及び進行管理等の開催・運営に必要な業務を行うこと。
 - ・セミナーの写真及び動画を撮影し、記録すること。
 - ・参加企業に対してアンケート調査を実施し、その分析結果を委託者に報告すること。なお、アンケート項目は受託者の提案を参考に委託者が決定することとする。
 - ・その他、採用支援セミナーを開催するにあたり必要な業務を行うこと。

イ 業界研究トークセッションの開催

就職活動を始める前の学生等を対象に業界の魅力を発信することで、学生等の視野を人手不足業界にも広げることを目的とした「業界研究トークセッション」を開催すること。

本イベントは、ファシリテーター司会のもとで、特色のある参加企業が対談を行い、各業界の魅力や学生が普段聞けない現場の声を発信できるような内容とすること。また、参加者が各業界・企業の特徴を比較しながら知ることができる機会となる内容とすること。

- (ア) 開催時期
8～10月頃（1回程度）
- (イ) 対象・規模
参加者：令和9年3月以降に大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・高等技術専門学校（高卒2年課程）・高校を卒業予定の学生等 100名程度
企業：採用戦略支援塾の参加企業のうち、希望する企業 25社程度
※極端に業種が偏らないようにすること
- (ウ) 開催時間
3時間以上とすること

(エ) 開催方法

オンラインで視聴できる方法とすること（オンラインで視聴ができれば、「オンライン開催」、「対面開催をオンライン配信」のどちらの方法でも可）。

(オ) 業務内容

- ・業界研究トークセッションの企画、運営マニュアルの作成、配信場所の設営、受付及び進行管理等の開催・運営に必要な業務を行うこと。
- ・参加者が氏名、メールアドレス等の項目を登録した後に視聴できるシステムとすること。また、参加者が質問するためのチャット機能等を有するものとすること。
- ・(オンライン開催とする場合) 配信が円滑に行われるよう、あらかじめ参加企業に対し、配信システム及び進行の説明を実施すること。
- ・(オンライン開催とする場合) 配信前までに希望する企業との事前打合せ及び配信テストを実施すること。
- ・記録用に、動画を撮影すること。
- ・(対面開催とする場合) 記録用に、写真を撮影すること。
- ・ファシリテーターを配置することとし、ファシリテーターが司会進行を行うこと。
- ・開催中に、参加者からの質問を受け付ける時間を確保すること。
- ・参加者の興味を引くようなセッションのテーマを設定し、そのテーマに基づき最適な業界・企業の組み合わせやタイムテーブルを決定すること。
- ・実績及び事業実施効果の把握のため、参加者の同意のもと氏名・学年等の個人情報を収集すること。
- ・開催中に、悪意のある参加者が企業や他の参加者を害するようなコメントをした際に、他の視聴者とそのコメントを閲覧することのない仕組みを構築するとともに、セキュリティ対策について留意すること。
- ・開催当日に、視聴トラブルに対応するための問合せ窓口を設置すること。
- ・配信された動画については配信後に編集し、6のWebサイトにおいて令和8年2月28日までオンデマンドで視聴可能な状態にすること。
- ・トークセッション終了後、視聴者及び企業に対してアンケート調査を実施し、その分析結果を委託者に報告すること。
- ・その他、業界研究トークセッションを開催するにあたり必要な業務を行うこと。

<業界研究トークセッションのイメージ（オンライン開催とする場合）>



<セッションのテーマ及びタイムテーブルの例>

8月〇日(月)	
13:00～13:10	オープニング
13:10～13:55	運輸業界×建設業界×警備業界セッション
13:55～14:40	サービス業界×介護業界セッション
14:50～15:25	休み方改革マイスター企業セッション
15:25～16:00	奨学金返還支援企業セッション

ウ 一日職場体験の実施

各業界・企業の魅力を訴求するため、実際に業務を体験する「一日職場体験」を実施すること。

(ア) 実施時期

10月～翌2月頃

(イ) 時間

1日単位で9:00～17:00の範囲内

(ウ) 対象・規模

参加者：求職者20名程度

受入企業：採用戦略支援塾の参加企業のうち、希望する企業

(エ) 実施場所

受入企業の事業所

(オ) 業務内容

- ・職場体験プログラムは、受入企業が設定することとする。
- ・職場体験の実施日において、参加者を傷害保険・賠償責任保険に加入させること。保険料は本事業費から充当することとし、参加者・受入企業に負担を求めてはならない。
- ・参加者受入にあたって発生する費用（消耗品、制服など）は、受入企業が負担することとする。
- ・参加者が実施場所へ移動するための交通費は、参加者に負担させることとする。
- ・受託者は、受入企業及び参加者それぞれに向けた実施マニュアルを整備し、受入企業及び参加者のサポートに努めること。
- ・受入企業・参加者それぞれに向けたアンケート調査を実施し、その分析結果を委託者に報告すること。
- ・その他、一日職場体験を実施するにあたり必要な業務を行うこと。

(2) 合同企業説明会

学生、離転職者等を対象とした「合同企業説明会」を開催すること。

ア 開催時期

- ・開催時期は8～11月頃とすること。
- ・多くの求職者が参加できる効果的な開催日時とすること。

イ 開催時間

1回あたり2時間以上とすること

ウ 開催方法

- ・3回程度開催すること
- ・原則、対面で開催すること
※ただし、対面開催よりもオンライン形式で開催した方が効果的であることが見込める場合は、1回に限りオンライン形式で開催することも可とする。

エ 開催場所

- ・公共交通機関等によるアクセスが容易であり、集客が期待できる会場とすること。
- ・会場管理者と事前打合せを行い調整するとともに、当日は必要な机・椅子等の備品（レンタル備品を含む。）を配置し、会場の設営及び撤去を行うこと。
- ・尾張及び三河の各地区でそれぞれ1回以上開催すること。

オ 対象・規模

- ・求職者：令和8年3月に大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・高等技術専門学校（高卒2年課程）・高校を卒業予定の学生（既卒3年以内の者を含む）、離転職者等計300人程度
- ・企業：① 採用戦略支援塾の参加企業 100社
② ①以外の中小企業（合同企業説明会出展企業 ※業種を問わない）50社程度
【①・②の計150社程度について、各回に分り振る】

<合同企業説明会出展企業（以下、「出展企業」という。）の選定について>

- 出展企業は公募により決定することとする。
- 出展企業は、次の①から③までの全てに該当する中小企業とする。受託者は、全ての項目に該当することを確認するため、企業から誓約書を提出させること。
 - ① 応募時点で、期間の定めがなく職業経験不問の求人を、ハローワークや民間求人サイト等に提出していること。
 - ② 愛知県内に就業場所があること。
 - ③ 次の項目に該当しない企業であること。
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する者若しくはそれらの利益となる活動を行う企業
 - ・特定の宗教活動や政治活動を主たる目的とした企業
 - ・社会保険及び労働保険の未加入、賃金不払い、著しい長時間勤務、内定取消、雇用関連法規違反等、その他劣悪な労働環境であることが何らかの根拠をもって疑われる企業
 - ・その他公序良俗に反する若しくは反するおそれのある企業
- 出展企業の応募は、6のWebサイトを介して受け付けることとし、Webサイトに応募用フォーマット等を作成すること。
- 応募多数の場合は、受託者で選定基準を設け、出展企業の選定(案)を作成すること。
- 県や国の認証を受けている企業を優先させるなど、合同企業説明会の価値が高まるような企業を選定すること
- 県と協議の上、出展企業を最終決定するものとする。
- 応募の結果について、その旨をEメールにより応募した企業に通知すること。
- 参加企業及び出展企業の参加回の日程を割り振るに当たっては、企業の希望を調査した上で、割り振ること。
- 参加企業及び出展企業に対して、参加料等の支払を求めないこと。

カ 業務内容

- ・合同企業説明会の企画、資料（受付票、会場図、参加企業の求人票をまとめた冊子等）作成、会場設営、参加者誘導・支援、受付及び進行管理等の開催・運営に必要な業務を行うこと。
- ・会場内において、他の面接会等と差別化を図ることができ、かつ早期就職に効果のあるイベントブース等を設置すること。
- ・合同企業説明会の写真を撮影し、記録すること。
- ・参加企業・求職者に対してアンケート調査を実施し、その分析結果を委託者に報告すること。
- ・合同企業説明会終了後、委託者が指示する時期において、参加企業に対して採用活動に関する調査を実施し、本事業を通じてのエントリー数、就職内定者数等を取りまとめた結果を委託者に報告すること。
- ・その他、合同企業説明会を開催するにあたり必要な業務を行うこと。

(3) 広報

採用戦略支援塾及び合同企業説明会を実施・開催するにあたり必要となる以下の広報を行うこと

ア PR用チラシ

- ・PR用のチラシを下表のとおり作成すること。

	イベント	対象	部数
①	採用戦略支援塾	人手不足業種の中小企業	別途指示
②	合同企業説明会（出展企業）	人手不足業種以外の中小企業	
③	業界研究トークセッション	就職活動前の学生等	
④	合同企業説明会（参加者）	学生、離転職者等の求職者	
⑤	一日職場体験	学生、離転職者等	

- ・PR用チラシについて、8の事業目標を達成するために必要な部数を作成し、適切な配布先に必要部数を配布すること。
- ・学生等に配布する③～⑤のPR用チラシは、単に郵送で配布するだけでなく、必要に応じて、学校やハローワーク等を訪問し、概要を説明したうえで手渡しすること。
- ・④のPR用チラシについては、参加者が希望するイベントの地域バランス（尾張、三河）に偏りが生じないように、学校やハローワークの所在地を考慮して訪問、PRすること。
- ・郵送や手渡しによる配布が困難な場合は、PR用チラシのデータをメール等により配布すること。

イ PR用ポスター

- ・PR用のポスターを下表のとおり作成すること。

	イベント	対象	部数
①	業界研究トークセッション	就職活動前の学生等	別途指示
②	合同企業説明会（参加者）	学生、離転職者等の求職者	
③	一日職場体験	学生、離転職者等	

- ・PR用ポスターについて、8の事業目標を達成するために必要な部数を作成し、適切な配布先に必要部数を配布すること。
- ・②の合同企業説明会PR用ポスターについては、愛知県内のスーパーに掲示するための分（A2縦サイズ、カラー、片面、70部程度）を作成し、次のとおり納品すること。尚、掲示は9月を予定している。

(ア) スーパー掲載用ポスター納品先及び納品時期等

納品物	納品先	納品時期
ポスターの電子データ	就業促進課	令和7年8月上旬
ポスター現物	約70店舗（愛知県内） ※別途指示	令和7年8月下旬の指定日 ※別途指示

(イ) ポスター現物の納品方法

店舗ごとに1枚ずつ筒状または4つ折りで梱包し、店舗名等の必要事項を記載のうえ、各店舗に直接送付すること。

- ウ SNS等を活用したターゲティング広告を行うこと。
- エ 関係機関と連携し、効果的な広報を行うこと。
- オ 企業、学生、離転職者等、各ターゲットの特性に合わせた広報を行うこと。
- カ 業界研究トークセッション及び合同企業説明会については、8の事業目標を達成するために効果的な独自の広報をそれぞれ行うこと。
- キ 6のWebサイトを作成すること。

6 Webサイト

- (1) 企業・求職者等の募集は、インターネット上に専用の特設サイトを構築して実施すること。
- (2) 応募企業及び求職者等のデータを一覧（Excel）にまとめ、委託者へ送付すること。
- (3) Webサイトは、スマートフォン、タブレット等のモバイル端末でも閲覧、利用できるよう最適化されたページの自動作成機能を有するものを構築すること。
- (4) 個人情報の送信に関しては、SSL/TLS対応により暗号化された通信を行うなど、情報漏洩のないよう対策を講じること。
- (5) Webサイトが正しく稼働するかのテストを委託者に確認のうえ実施すること。
- (6) Webサイトは、同時に多数の者がアクセスしても円滑に配信・視聴できるよう構築すること。
- (7) Webサイト設置に当たっては、県が提供するドメイン「〇〇.pref.aichi.jp」を使用し、事業終了後一定の期間は第三者にドメインを取得されないよう対策を講じること。

7 事業進捗状況等

- (1) 本事業の進捗状況等について、委託者に随時報告すること。
- (2) 委託者が実績等に関する中間報告を求めた場合は、その都度報告すること。

8 事業目標

(1) 事業目標は下表のとおりとする。

項目	目標値
①採用戦略支援塾参加企業数	100 社
②合同企業説明会出展企業数(①以外)	50 社
③業界研究トークセッション視聴回数	延べ2,000 回
④合同企業説明会面談実施回数	学 生：延べ180 回 離転職者：延べ270 回

(2) 目標を達成できなかった場合であっても、それを理由に委託料の減額等はしない（故意による場合を除く）。

(3) 目標を達成できなかった場合は、その理由等を分析し、委託者に報告すること。

9 実績報告

(1) 委託業務を完了したときは、速やかに、事業の実績・成果を取りまとめた実績報告書及び完了届を提出すること。

(2) 提出された実績報告書に記載のある個人情報等の取扱いについては、個人情報保護に関する法令の規定によるほか、委託者と受託者との事前の合意なしに第三者に提供又は開示しない。

10 成果物等の提出

本事業に係る成果物等は委託者の帰属とし、委託者と協議の上、次に示す成果物を作成すること。

(1) 成果物

実施項目	成果物	納品形態	提出期限
採用支援セミナー	【各イベントについて】 実施状況報告書（参加者名簿、アンケート調査結果及び分析結果等）	・紙媒体 1部 ・電子媒体 1部	別途指示
業界研究トークセッション			
一日職場体験			
合同企業説明会			
広報	・PR用ポスター及びチラシ（電子データ） ・PR訪問先リスト ・その他、行った広報活動が分かる報告書	・電子媒体 1部	別途指示
経理	・取得物品明細表	・電子媒体 1部	

(2) 納品方法

ア 紙媒体による納品について、用紙のサイズは、原則日本産業規格 A4 判とするが、必要に応じて別サイズも可とする。

イ 電磁的記録媒体による納品について、原則 Microsoft Office で作成し、CD-R 等の電磁的記録媒体に格納して納品すること。

(3) 納品場所

成果物は次の場所において引渡しを行うこと。ただし、委託者が納品場所を別途指示する場合はこの限りではない。

〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 愛知県労働局就業促進課

11 対象経費及び証拠書類等の整備・保管

(1) 対象経費は、本事業の目的に合致し、かつ、本事業に使用されたことが確認できるもの（一般管理費を除く）に限られる。

(2) 対象経費は、人件費、事業費、一般管理費に区分すること。

(3) 上記(2)の経費区分に変更（経費区分のそれぞれの額の20%以下の変更を除く）を加えようとするときは、あらかじめ委託者の承認を受けなければならない。

(4) 一般管理費は、人件費及び事業費を合わせた額に10%を乗じて得た額以内とする。

- (5) 対象経費は(2)に掲げる経費に区分し、委託者の指示に基づき、その収支の内容を明らかにする証拠書類等を整理保管すること。
- (6) 対象経費の精算は、委託者の指示に基づき適正に行うこととし、人件費については、本事業に従事した者の時間単価及び従事日数等に基づき精算額を算定し、また、一般管理費については、契約時に定めた率に基づき算定すること。
- (7) 証拠書類等は、本事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保管し、委託者の求めに応じていつでも閲覧に供することができるようにすること。

12 受託者の責務

- (1) 事業の実施にあたっては、事前に委託者と十分に協議すること。
- (2) 受託者は、委託者と連絡を密にとり、適切に本事業を実施することとし、本仕様書に定めのない事項等について疑義が生じた場合には、委託者と速やかに協議すること。
- (3) やむを得ない事情等により、仕様内容等に大幅に変更が生じる場合、委託者及び受託者は協議の上、契約変更等を行うものとする。
- (4) 受託者は、本事業の実施にあたり、関係する規定を確認し、遵守すること。また、契約期間内及び契約期間終了後において会計検査院検査等が行われるときは協力すること。
- (5) その他、本仕様書に定めのない事項は委託者と協議のうえ真摯に対応すること。
- (6) 本事業の実施に起因する事故・トラブル等については、受託者は誠意をもって対応し、解決すること。

13 著作権等

- (1) 本事業の遂行により生じた著作権（著作権法第27条及び28条に定められた権利を含む）は、すべて委託者に帰属するものとする。
- (2) 第三者が権利を有する著作物（写真等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受託者において行うものとする。
- (3) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切を行うものとする。

14 機密保持等

- (1) 受託者は、本事業を実施する上で知り得た情報は、開示、漏えい、又は本事業以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。
- (2) 受託者の責任に起因する情報の漏えい等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて受託者が負担すること。この項目について受託者は、委託期間の終了後においても同様とする。